

独立行政法人国立美術館職員給与規則

平成18年3月31日

国立美術館規則第17号

[一部改正：令和6年3月21日 国立美術館規則第7号]

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立美術館職員就業規則（平成18年国立美術館規則第16号。以下「就業規則」という。）第26条の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類、計算期間及び支給日)

第2条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給与の種類	給与の計算期間	給与支給日
(1) 俸給 (2) 諸手当 管理職手当 主任研究員手当 扶養手当 地域手当 住居手当 単身赴任手当	一の月の初日から末日まで	その月の17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）
超過勤務手当 休日出勤手当 夜勤手当	一の月の初日から末日まで	翌月の17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）
期末手当 勤勉手当		夏季及び冬季にその都度定める日
通勤手当		別に定める支給単位期間に係る最初の月の17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）

(給与の支払)

第3条 職員の給与は、通貨で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条に基づく協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

- 2 前項の給与は、原則として、職員の預貯金口座に所要金額を振込むことによって支払う。
- 3 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まない。

(日割計算等)

第4条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給する。俸給の月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

- 2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの俸給を支給する。
- 3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの俸給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、俸給を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から独立行政法人国立美術館職員勤務時間、休日及び休暇等に関する規則（平成18年国立美術館規則第18号。以下「勤務時間等規則」という。）第9条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前4項の規定は、管理職手当、主任研究員手当及び地域手当の支給について準用する。

（給与の即時払）

第5条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があつたときは、第2条の規定にかかわらず速やかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

(1) 退職し、又は解雇されたとき

(2) 本人が死亡したとき

（非常時払）

第6条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ本人から請求があつたときは、第2条の規定にかかわらず当該請求があつた日までの給与を速やかに支払う。

(1) 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき

(2) 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用にあてるとき

(3) 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき

(4) その他特に必要と認めるとき

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第7条 第19条、第27条から第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給及びこれに対する地域手当の月額合計額を当該年度の一月あたりの平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

（端数計算）

第8条 前条に規定する勤務時間1時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（端数の処理）

第9条 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

## 第2章 俸給

（俸給）

第10条 俸給は、俸給表に定める級号俸と俸給月額により支給する。

（俸給表の種類）

第11条 俸給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 一般職俸給表

(2) 技能・労務職俸給表

(3) 研究職俸給表

2 前項に掲げる俸給表は別表第1のとおりとする。

(新たに採用する者の俸給決定)

第12条 新たに採用する者の俸給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して決定する。

(昇格)

第13条 従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により1級上位の級に昇格させることができる。

(降格)

第14条 就業規則第12条の規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。

(俸給表の適用を異にする異動の場合の俸給の決定)

第15条 職員を俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、俸給を決定する。

(昇給)

第16条 職員の昇給は、昇給の時期前1年間における勤務成績に応じて、行うものとする。

(昇給の時期)

第17条 前条の規定による昇給の時期は、1月1日とする。

### 第3章 給与の特例等

(休職者等の給与)

第18条 就業規則第14条第1項第1号の規定による休職（以下この条において「病気休職」という。）のうち、職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合によるものであるときは、その休職の期間中、給与の全額（労基法第76条による休業補償及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）第14条による休業補償給付を受ける額及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号）第3条による休業特別支給金を受ける額に相当する額を除く額）を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり、病気休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、俸給、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当（以下この条において「俸給等」という。）のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により、病気休職にされたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、俸給等の100分の80以内を支給することができる。

4 職員が刑事事件に関し起訴され、就業規則第14条第1項第2号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の60以内を支給することができる。

5 職員が就業規則第14条第1項第3号の規定に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の70以内（業務上の災害若しくは労災保険法第7条第2項に規定する通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内）を支給することができる。

6 休職にされた職員には、他の規則に別段の定めがない限り、前項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

7 職員が独立行政法人国立美術館職員育児・介護休業規則（平成18年3月31日国立美術館

規則第29号。以下「育児・介護休業規則」という。)第2条第1項の規定による育児休業、同規則第2条の2第1項の規定による出生時育児休業及び同規則第7条第1項の規定による介護休業をしたときは、その休業の期間中、給与を支給しない。

8 前項の規定にかかわらず、育児・介護休業規則第12条による部分介護休業をしたときの給与の取扱いについては、次条第1項による。

(給与の減額)

第19条 職員が勤務しない場合は、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。ただし、就業規則第47条の規定により勤務しない期間、勤務時間等規則第11条の規定により勤務しない時間、同規則第13条に規定する年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇は、減額の対象としない。

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間等規則第18条第5項から第7項までの規定により90日を超えて特定病気休暇を承認された日、若しくは試用期間中の職員が90日を超えて病気休暇を承認された日、又は就業規則第47条に規定する就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日(結核性疾患の場合にあっては、1年)を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の半額を減ずる。(1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。)

#### 第4章 諸手当

(管理職手当)

第20条 管理職手当は、別表第2に定める管理又は監督の地位にある職を占める職員に当該表に定める手当額を支給する。

2 管理職手当には、勤務が深夜(午後10時から午前5時までをいう。以下同じ。)に及んだ場合における割増賃金相当額を含むものとする。

(主任研究員手当)

第21条 高度の知識経験に基づき困難な研究を独立して行う主任研究員に対し、時間外勤務手当として主任研究員手当を支給する。

2 主任研究員手当の月額は、俸給月額に100分の12の割合を乗じて得た額とする。

(扶養手当)

第22条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

(地域手当)

第23条 地域手当は、当該地域における賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮

して定める別表第3で定める地域に在勤する職員に支給する。

2 職員が支給割合のより低い地域又は支給地域とされていない地域に異動した場合（これらの職員が異動前の地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。）、異動の日から2年間、次の各号に掲げる期間に応じ、異動の日の前日に在勤していた地域に係る支給割合に当該各号に定める割合を乗じて得た割合による地域手当を支給する。ただし、人事上の必要がある場合その他理事長が必要と認める場合には当該職員に対する地域手当の支給について、理事長が別に定める。

(1) 異動の日から1年を経過するまでの期間 100分の100

(2) 異動の日から2年を経過するまでの期間（前号に掲げる期間を除く。） 100分の80

(住居手当)

第24条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国等から貸与された宿舎に居住している職員その他別に定める職員を除く。）

(2) 第26条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（国等から貸与された宿舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの

(通勤手当)

第25条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務箇所に在勤することになったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員のうち、前項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると認めたものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とする

職員、その他これらの者との均衡上必要があると認めた職員については、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより支給する。

(単身赴任手当)

第26条 勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認めたもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他これら職員との均衡上必要があると認めた職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合には、この限りではない。

(超過勤務手当)

第27条 勤務時間等規則第6条の規定により所定の勤務日（次条の規定により休日出勤手当が支給されることとなる日を除く。）に業務上の必要により所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられた職員には、所定の勤務時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125（その勤務が深夜において行われた場合は、100分の150）の割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

2 前項において、超過勤務手当が支給されることとなる時間及び次条の規定により休日出勤手当が支給されることとなる時間を合わせた時間が、1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が深夜において行われた場合には、100分の175）の割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

3 超過勤務手当は、第20条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員及び第21条の規定に基づき主任研究員手当を受ける職員には支給しない。

(休日出勤手当)

第28条 勤務時間等規則第6条の規定により同規則第9条に規定する休日（同規則第10条の規定により代休となった日を含む。）に業務上の必要により勤務することを命じられた職員には、勤務を命じられた全時間（同規則第10条の規定により、当該休日をあらかじめ当該週の勤務日に振り替えた場合は除く。）に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135（その勤務が深夜において行われた場合は、100分の160）を休日出勤手当として支給する。ただし、第20条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員及び第21条の規定に基づき主任研究員手当を受ける職員には支給しない。

2 勤務時間等規則第12条の規定を適用される職員の所定の勤務時間が、同規則第9条第3号から第5号に当たる日に割り振られ、かつ勤務した場合（同規則第12条の規定に基づき、当該日の休日を別に割り振られた場合を除く。）には、所定の勤務時間及びその日に勤務を命じられた全時間に対して、前項に規定する休日出勤手当を支給する。

(夜勤手当)

第29条 勤務時間等規則第12条の規定を適用される職員のうち、同規則第6条の規定により所定の勤務時間が深夜に割り振られた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時

間につき、第7条に規定する勤務1時間当りの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する（前条の規定により休日出勤手当が支給されることとなる場合を除く）。ただし、第20条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員及び第21条の規定に基づき主任研究員手当を受ける職員には支給しない。

（期末手当）

第30条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下 第31条においてもこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第22条第1項及び第2項第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員についても同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、期末手当を不支給又は一時差止とすることが適当と認められる事由のある職員については、これを不支給とし又は一時差止とする。

（勤勉手当）

第31条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第22条第1項及び第2項第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員についても同様とする。

2 前条第2項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。

## 第5章 規則の実施

（実施に関し必要な事項）

第32条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（平成18年4月1日における俸給の切替）

2 施行日の前日から在職する職員の俸給の切替については、別に定める。ただし、施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員には、平成26年3月31日までの間、同日において受けていた俸給月額を俸給として支給する。

附 則（平成18年6月29日 国立美術館規則第48号）

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日 国立美術館規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（管理職手当の改正に伴う経過措置）

2 施行日の前日から管理職手当を支給されている職員のうち、改正後の別表第2に定める管理職手当額が施行日の前日に受けていた管理職手当額（以下「経過措置基準額」という。）に達

しないこととなる職員には、当該管理職手当額のほか、当該管理職手当額と経過措置基準額との差額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。

- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

附 則（平成19年9月4日 国立美術館規則第10号）

この規則は、平成19年9月4日から施行し、平成19年8月1日から適用する。

附 則（平成19年12月12日 国立美術館規則第13号）

この規則は、平成19年12月12日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年3月27日 国立美術館規則第2号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月19日 国立美術館規則第25号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月1日 国立美術館規則第17号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。  
（平成21年12月1日における俸給の切替に伴う経過措置）
- 2 附則第2項の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同附則の施行日の前日において受けていた俸給月額に100分の99.76を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）に達しないこととなる職員には、当該額を俸給として支給する。  
（管理職手当の現給保障に関する経過措置）
- 3 平成19年3月28日国立美術館規則第2号附則第2項の適用を受ける職員で、別表第2に定める管理職手当額が同附則の施行日の前日に受けていた管理職手当額に100分の99.76を乗じて得た額（以下「経過措置基準額」という。）に達しないこととなる職員には、当該管理職手当額のほか、当該管理職手当額と経過措置基準額との差額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。
  - (1) 平成21年12月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
  - (2) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

附 則（平成22年3月31日 国立美術館規則第5号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。  
(管理職手当の支給額)
- 2 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの期間については、別表第2に定める額に100分の95の割合を乗じて得た額とする。  
(出向者等にかかる地域手当の異動保障)
- 3 他機関との人事交流の推進を図るため、国、地方公共団体、国立大学法人、大学共同利用機関法人、他の独立行政法人（以下「国等」という。）に在職する者が、復帰することを前提とし、期間を定めた出向等により引き続き職員となり、別表第3に掲げる異動後の地域手当の支給割合が、異動日の前日において在職した国等の地域手当（これに相当する手当を含む。）の支給割合に達しないこととなる場合には、当該出向等の期間にあっては、異動日の前日に国等において受けていた支給割合により地域手当を支給する。
- 4 前項の場合、異動日後に出向元の国等で支給割合が改定された場合で、国立美術館で定める支給割合が当該改定された支給割合に達しない場合には、改定された支給割合を当該改定の日から補償する。

附 則（平成22年6月25日 国立美術館規則第14号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年6月25日から施行し、平成22年4月1日から適用する。  
(管理職手当の支給額)
- 2 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの期間の管理職手当の支給額については、独立行政法人国立美術館職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年3月31日国立美術館規則第5号）附則第2項の規定にかかわらず、別表第2に定める額とする。  
(地域手当の暫定支給割合)
- 3 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの期間の地域手当の支給割合については、別表第3の平成22年度暫定支給割合に定める支給割合にかかわらず、別表第3の左欄に定める支給割合とする。

附 則（平成22年11月30日 国立美術館規則第17号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。  
(55歳を超える職員の俸給月額の減額支給等について)
- 2 平成30年3月31日までの間、55歳を超える職員（一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以下である者、研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以下である者及び技能・労務職俸給表の適用を受ける職員を除く）に対する俸給月額の支給に当たっては、当該職員が55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員の俸給月額から、当該俸給月額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額（その額を当該俸給月額から減じた額が当該職員の属する職務の級の最低の号俸の俸給月額に達しない場合にあっては、当該俸給月額を当該職員の俸給月額から減じた額）を減ずる。  
(平成22年12月1日における俸給の切替に伴う経過措置)
- 3 独立行政法人国立美術館給与規則（平成18年3月31日国立美術館規則第17号）附則第

2項の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同附則の施行日の前日において受けていた俸給月額に100分の99.59を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）に達しないこととなる職員には、当該額を俸給として支給する。

（管理職手当の現給保障に関する経過措置）

- 4 平成19年3月28日国立美術館規則第2号附則第2項の適用を受ける職員で、別表第2に定める管理職手当額が同附則の施行日の前日に受けていた管理職手当額に100分の99.59を乗じて得た額（以下「経過措置基準額」という。）に達しないこととなる職員には、当該管理職手当額のほか、当該管理職手当額と経過措置基準額との差額に100分の25の割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。

附 則（平成23年3月22日 国立美術館規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。  
（平成23年4月1日における号俸の調整）
- 2 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（同日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成22年1月1日において第16条の規定により昇給した職員、その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則（平成23年11月30日 国立美術館規則第14号）

この規則は、平成23年12月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年3月30日 国立美術館規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年3月30日から施行し、平成24年3月1日から適用する。  
（平成24年3月1日における俸給の切替に伴う経過措置）
- 2 独立行政法人国立美術館給与規則（平成18年3月31日国立美術館規則第17号）附則第2項の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同附則の施行日の前日において受けていた俸給月額に100分の99.1を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）に達しないこととなる職員には、当該額を俸給として支給する。

附 則（平成24年3月30日 国立美術館規則第6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。  
（特例期間における給与の支給）
- 2 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、俸給月額から、俸給月額に当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び中欄に掲げる職務の級の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」と

いう。) を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級	支給減額率
一般職	7 級以上	100 分の 9.77
	3 級～6 級	100 分の 7.77
	2 級以下	100 分の 4.77
技能・労務職	4 級以上	100 分の 7.77
	3 級以下	100 分の 4.77
研究職	5 級以上	100 分の 9.77
	3 級・4 級	100 分の 7.77
	2 級以下	100 分の 4.77

3 特例期間においては、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 管理職手当 当該職員の管理職手当額の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額
- (2) 地域手当 当該職員の俸給月額の月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額
- (3) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額
- (4) 勤勉手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額

4 特例期間においては、勤務 1 時間当たりの給与額は、第 2 項及び第 3 項により算出した給与額を基礎額とする。

(平成 24 年 4 月 1 日における号俸の調整)

5 平成 24 年 4 月 1 日における号俸は次の各号のとおりとする。

- (1) 平成 24 年 4 月 1 日において 36 歳に満たない職員（同日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員及び次号に掲げる者を除く。）のうち、平成 19 年 1 月 1 日、平成 20 年 1 月 1 日及び平成 21 年 1 月 1 日のいずれかにおいて第 16 条の規定により昇給した職員、その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成 24 年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸上位の号俸とする。
- (2) 平成 24 年 4 月 1 日において 30 歳に満たない職員（同日において、職務の級における最高の号俸及び最高号俸の 1 号俸下位の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成 19 年 1 月 1 日、平成 20 年 1 月 1 日及び平成 21 年 1 月 1 日のいずれか 2 以上において第 16 条の規定により昇給した職員、その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成 24 年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 2 号俸上位の号俸とする。

附 則 (平成 24 年 6 月 30 日 国立美術館規則第 11 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 24 年 6 月 30 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

(特例期間における人事交流者の給与)

2 国、地方公共団体、国立大学法人、大学共同利用機関法人、他の独立行政法人（以下「国等」

という。)に在職する者が、復帰することを前提とし、期間を定めた出向等により、当法人に在職している場合には、特例期間における給与の支給に関しては、出向元である国等の特例期間における給与の支給状況に準じて取り扱うこととし、独立行政法人国立美術館職員給与規則(平成24年3月30日国立美術館規則第6号)の附則第2項から第4項については適用しない。

附 則(平成25年3月22日 国立美術館規則第1号)  
(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。  
(平成25年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成25年4月1日において31歳以上39歳未満の職員(同日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれかにおいて第16条の規定により昇給した職員、その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則(平成26年3月13日 国立美術館規則第3号)  
(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。  
(平成26年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成26年4月1日において45歳に満たない職員(同日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第16条の規定による昇給その他号俸の決定状況並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要がある職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則(平成26年11月28日 国立美術館規則第9号)  
この規則は、平成26年11月28日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成27年3月31日 国立美術館規則第3号)  
(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。  
(平成27年4月1日における俸給の切替)
- 2 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員には、平成30年3月31日までの間、同日において受けていた俸給月額(独立行政法人国立美術館職員給与規則の一部を改正する規則(平成22国立美術館規則第17号)附則第2項に規定する職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員の俸給月額から、当該俸給月額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減じた額)を俸給として支給する。

附 則（平成28年2月3日 国立美術館規則第16号）  
この規則は、平成28年2月3日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月29日 国立美術館規則第20号）  
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月27日 国立美術館規則第2号）  
この規則は、平成29年1月27日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月23日 国立美術館規則第7号）  
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月30日 国立美術館規則第6号）  
この規則は、平成30年1月30日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月22日 国立美術館規則第18号）  
（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。  
（平成30年4月1日における号俸の調整）
- 2 平成30年4月1日において37歳に満たない職員（同日において、職務の級における最高号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成27年1月1日の第16条の規定による昇給その他号俸の決定状況を考慮して調整の必要がある職員の平成30年4月1日の号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則（平成31年1月29日 国立美術館規則第33号）  
この規則は、平成31年1月29日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和2年1月31日 国立美術館規則第2号）  
この規則は、令和2年1月31日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月19日 国立美術館規則第8号）  
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月29日 国立美術館規則第12号）  
この規則は、令和3年11月29日から施行する。

附 則（令和4年3月25日 国立美術館規則第6号）  
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和４年６月２３日 国立美術館規則第１２号）  
この規則は、令和４年７月１日から施行する。

附 則（令和４年９月３０日 国立美術館規則第１３号）  
この規則は、令和４年１０月１日から施行する。

附 則（令和５年１月２７日 国立美術館規則第１号）  
この規則は、令和５年１月２７日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附 則（令和５年３月２４日 国立美術館規則第２１号）  
この規則は、令和５年３月２８日から施行する。

附 則（令和６年１月３０日 国立美術館規則第１号）  
この規則は、令和６年１月３０日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附 則（令和６年３月２１日 国立美術館規則第７号）  
（施行期日）

- 1 この規則は、令和６年３月２１日から施行し、令和５年４月１日から適用する。  
（定年年齢の引き上げに伴う経過措置）
- 2 当分の間、次の各号に掲げる俸給表の適用を受ける教職員の俸給月額は、当該職員が６０歳に達した日後における最初の４月１日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、当該職員の属する職務の級並びに当該職員の受ける号俸に応じた額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。）とする。
  - （１） 一般職俸給表
  - （２） 労務・技術職俸給表
  - （３） 研究職俸給表
- 3 前項の規定は、就業規則第１２条の３に規定する管理監督職勤務上限年齢による降任の特例（以下「管理監督職勤務上限年齢による降任の特例」という。）により引き続き同一の管理監督職を占める職員には適用しない。
- 4 就業規則第１２条の２に規定する他の職への降任（以下「管理監督職勤務上限年齢による降任」という。）をされた職員であって、当該他の職へ降任された日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第２項の規定により当該職員の受ける俸給月額（以下「特定日俸給月額」という。）が異動日の前日に当該教職員が受けていた俸給月額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。以下「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第２項の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

- 5 前項の規定により俸給として支給される差額に相当する額と附則第2項の規定による当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額（以下「上限額」という。）と当該職員の受ける附則第2項の規定による俸給月額」とする。
- 6 管理監督職勤務上限年齢による降任の特例により引き続き同一の管理監督職を占める職員が管理監督職勤務上限年齢により降任された場合は、異動日に附則第2項の規定により当該職員が受ける俸給月額（以下「異動日俸給月額」という。）が異動日の前日のその者の号俸等に対応する俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下「第7項基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、異動日以後、第7項基礎俸給月額と異動日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。
- 7 前項の規定により俸給として支給される差額に相当する額と附則第2項の規定による当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が上限額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「第7項基礎俸給月額と異動日俸給月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける附則第3項の規定による俸給月額との差額」とする

## 別表第1(第11条関係)

## 一般職俸給表(R5.4.1適用)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600	
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500	
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200	
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700	
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400	
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000	
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800	
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400	
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900	
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000		
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400		
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700		
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000		
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300			
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700			
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400			
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900			
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300			
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700			
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100			
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500			
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900			
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300			
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600			
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900			
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300			
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600			
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900			
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200			
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300				
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600				
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900				
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200				



## 別表第1(第11条関係)

## 技能・労務職俸給表(R5.4.1適用)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500
2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300
3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900
4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500
5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100
6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400
7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500
8	154,400	207,600	227,400	267,000	295,700
9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900
10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600
11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300
12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800
13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100
14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600
15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000
16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300
17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800
18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300
19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900
20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500
21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500
22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900
23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200
24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500
25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600
26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400
28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800
29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500
31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800
32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900
35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000
36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100
37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200
38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200
41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100
42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400
51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900
54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700
55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500

## 別表第1(第11条関係)

## 技能・労務職俸給表(R5.4.1適用)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200
57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900
58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700
59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500
60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100
61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800
62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500
63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200
64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900
65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500
66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000
67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500
68	220,500	253,900	282,900	311,300	359,000
69	220,800	254,600	283,500	311,900	359,400
70	221,100	255,100	284,300	312,300	
71	221,400	255,500	285,100	312,800	
72	221,700	255,800	285,800	313,300	
73	221,900	256,000	286,500	313,600	
74	222,300	256,300	287,200	314,100	
75	222,600	256,700	287,900	314,600	
76	223,000	257,100	288,700	315,000	
77	223,200	257,400	289,200	315,200	
78	223,700	257,800	289,700	315,500	
79	224,000	258,200	290,100	315,800	
80	224,300	258,600	290,500	316,100	
81	224,600	258,900	290,900	316,400	
82	224,900	259,200	291,300	316,700	
83	225,200	259,500	291,800	317,000	
84	225,500	259,700	292,300	317,300	
85	225,800	259,900	292,600	317,500	
86	226,100	260,100	293,100	317,900	
87	226,400	260,400	293,700	318,200	
88	226,700	260,700	294,200	318,400	
89	227,000	260,900	294,500	318,600	
90	227,400	261,100	295,000	318,900	
91	227,700	261,400	295,500	319,200	
92	228,000	261,600	295,800	319,500	
93	228,200	261,900	296,200	319,700	
94	228,500	262,200	296,700	320,000	
95	228,800	262,500	297,200	320,300	
96	229,100	262,700	297,700	320,500	
97	229,300	262,900	298,000	320,700	
98	229,600	263,200	298,400	321,000	
99	229,800	263,400	298,900	321,300	
100	230,100	263,700	299,400	321,500	
101	230,400	264,000	299,800	321,700	
102	230,600	264,200	300,200		
103	230,900	264,500	300,500		
104	231,200	264,800	300,800		
105	231,500	265,000	301,100		
106	232,000	265,200	301,500		
107	232,300	265,500	301,900		
108	232,600	265,700	302,300		
109	232,800	266,000	302,600		
110	233,200	266,300	303,000		

## 別表第1(第11条関係)

## 技能・労務職俸給表(R5.4.1適用)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
111	233,600	266,600	303,400		
112	233,900	266,800	303,700		
113	234,100	267,000	303,900		
114	234,600	267,300	304,200		
115	235,100	267,500	304,500		
116	235,600	267,700	304,700		
117	235,900	268,000	304,900		
118	236,300	268,300	305,200		
119	236,700	268,600	305,500		
120	237,000	268,900	305,700		
121	237,400	269,100	305,900		
122		269,300	306,200		
123		269,600	306,500		
124		269,900	306,700		
125		270,100	306,900		
126		270,300	307,200		
127		270,600	307,500		
128		270,900	307,700		
129		271,100	307,900		
130		271,300	308,200		
131		271,600	308,500		
132		271,900	308,700		
133		272,100	308,900		
134		272,300			
135		272,600			
136		272,900			
137		273,100			

## 別表第1(第11条関係)

## 研究職俸給表(R5.4.1適用)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	162,500	210,100	291,600	338,900	391,500	524,700
2	163,600	213,200	294,000	341,000	394,300	527,800
3	164,800	215,900	296,300	342,900	396,900	530,900
4	165,900	218,400	298,600	344,600	399,600	534,000
5	167,000	220,900	300,700	346,300	401,700	537,100
6	168,300	222,600	302,600	347,800	404,400	539,500
7	169,600	224,300	304,400	349,200	407,100	541,900
8	170,900	226,200	306,100	350,400	409,800	544,300
9	171,900	228,100	307,800	351,900	412,300	546,700
10	173,600	230,300	310,100	353,800	414,900	548,400
11	175,200	232,700	312,300	355,800	417,600	550,300
12	176,900	234,700	314,700	357,500	420,200	552,200
13	178,300	236,700	316,500	359,300	422,800	553,900
14	180,200	239,100	318,800	361,100	425,500	555,200
15	182,100	241,600	321,200	362,700	428,300	556,400
16	184,100	243,900	323,500	364,200	431,000	557,400
17	185,800	246,100	325,700	365,700	433,500	558,500
18	187,900	248,500	327,900	367,600	436,000	559,200
19	190,100	251,100	329,800	369,300	438,500	559,800
20	192,100	253,600	331,700	371,200	440,900	560,400
21	194,100	256,000	333,700	372,700	443,300	561,100
22	196,100	258,300	335,100	374,600	445,900	
23	198,100	260,500	336,300	376,300	448,500	
24	199,900	262,700	337,700	378,000	450,800	
25	201,700	265,000	339,300	379,400	453,000	
26	203,900	267,300	341,000	381,100	455,300	
27	206,000	269,500	342,800	383,000	457,800	
28	208,100	271,600	344,400	384,900	460,200	
29	210,200	273,900	346,000	386,600	462,700	
30	211,300	276,000	347,600	388,400	465,200	
31	212,600	277,900	349,000	390,300	467,700	
32	213,900	279,700	350,300	392,100	470,100	
33	215,600	281,400	351,500	393,600	472,400	
34	217,300	283,400	352,900	395,400	474,800	
35	219,100	285,400	354,200	397,000	477,200	
36	220,700	287,200	355,500	398,700	479,700	
37	222,200	288,900	356,700	399,900	482,100	
38	224,100	290,000	357,900	401,300	484,600	
39	226,000	291,100	359,100	402,700	487,000	
40	227,700	292,200	360,300	404,100	489,500	
41	229,400	293,200	361,000	405,400	491,800	
42	231,000	293,900	362,100	406,700	494,000	
43	232,700	294,400	363,300	408,200	496,200	
44	234,200	294,900	364,400	409,700	498,400	
45	235,700	295,400	365,500	410,900	500,000	
46	237,200	296,300	366,700	412,100	501,500	
47	238,700	297,300	367,900	413,700	503,100	
48	240,100	298,200	369,000	415,200	504,600	
49	241,500	299,200	370,000	416,500	506,300	
50	243,200	300,200	371,300	417,900	507,700	
51	244,800	301,100	372,600	419,300	509,100	
52	246,200	302,000	373,800	420,700	510,600	
53	247,400	303,000	374,500	422,100	511,700	
54	249,000	303,900	375,500	423,500	512,900	
55	250,600	304,700	376,400	424,900	514,100	

## 別表第1(第11条関係)

## 研究職俸給表(R5.4.1適用)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
56	252,000	305,500	377,200	426,300	515,300	
57	253,200	305,900	377,900	427,400	516,200	
58	254,400	306,600	378,600	428,700	517,200	
59	255,300	307,500	379,300	430,100	518,200	
60	256,200	308,200	380,000	431,400	519,200	
61	257,100	308,900	380,600	432,200	520,300	
62	257,900	309,900	381,300	433,100	521,200	
63	258,700	310,800	382,100	434,100	521,900	
64	259,500	311,700	382,900	435,000	522,600	
65	260,300	312,500	383,500	435,900	523,400	
66	261,100	313,400	384,300	436,700	524,200	
67	261,800	314,300	385,000	437,300	525,000	
68	262,400	315,200	385,700	438,100	525,800	
69	263,000	316,100	386,300	438,500	526,500	
70	264,000	317,100	387,000	439,100	527,300	
71	265,200	318,100	387,700	439,600	528,100	
72	266,200	319,100	388,400	440,100	528,900	
73	267,400	319,600	389,100	440,600	529,600	
74	268,600	320,600	389,700			
75	269,600	321,700	390,300			
76	270,600	322,700	391,000			
77	271,600	323,800	391,700			
78	272,600	324,800	392,300			
79	273,600	325,700	392,900			
80	274,500	326,600	393,500			
81	275,500	327,500	394,100			
82	276,600	328,300	394,700			
83	277,700	329,000	395,300			
84	278,600	329,600	395,900			
85	279,500	330,100	396,400			
86	280,400	330,600	396,900			
87	281,300	331,100	397,400			
88	282,000	331,500	398,100			
89	282,800	331,800	398,500			
90	283,900	332,300				
91	284,900	332,800				
92	285,900	333,200				
93	286,800	333,500				
94	287,700	333,900				
95	288,700	334,300				
96	289,600	334,700				
97	289,900	335,200				
98	290,800	335,700				
99	291,500	336,200				
100	292,400	336,700				
101	293,300	337,200				
102	293,900	337,700				
103	294,600	338,200				
104	295,300	338,700				
105	295,800	339,100				
106	296,300	339,500				
107	296,800	340,000				
108	297,200	340,400				
109	297,400	340,900				
110	297,800	341,300				

## 別表第1(第11条関係)

## 研究職俸給表(R5.4.1適用)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
111	298,100	341,800				
112	298,300	342,200				
113	298,600	342,700				
114	298,900	343,100				
115	299,200	343,600				
116	299,500	344,000				
117	299,800	344,500				
118	300,100	344,900				
119	300,300	345,300				
120	300,600	345,700				
121	300,900	346,100				

別表第2 (第20条管理職手当関係)

職名	俸給表	職務の級	手当額
事務局長	一般職	9級	130,300円
		8級	117,100円
次長、審議役及び副センター長	一般職	9級	104,200円
		8級	94,000円
		7級	88,500円
部長	一般職	7級	88,500円
		6級	83,100円
課長及び担当課長	一般職	6級	72,700円
		5級	69,400円
副館長、国立工芸館長、学芸調整役及び副センター長	研究職	5級	129,300円
課長及び学芸担当課長	研究職	5級	90,500円
		4級	78,400円

別表第3 (第23条地域手当関係)

都道府県	支給地域	支給割合
東京都	特別区	100分の20
神奈川県	相模原市	100分の12
京都府	京都市	100分の10
大阪府	大阪市	100分の16
石川県	金沢市	100分の3